

2020年度 JIS 原案作成公募制度説明会プログラム

第1回 2020年7月13日(月) 14:00~16:00

第2回 2020年7月30日(木) 14:00~16:00

Google Meet による Web 開催

一般財団法人 日本規格協会 主催

司会：野原 慈久

時刻	説明内容	資料 No.	説明者
14:00~14:05 (5分)	開会挨拶		標準化総括・支援ユニット 内田 富雄
14:05~14:35 (30分)	JSA 公募制度の概要と利用のすすめ	資料①	標準化総括・支援ユニット 標準化総括チーム 村石 幸二郎
14:35~15:05 (30分)	JIS 原案作成の流れと留意事項	資料②	産業基盤系規格開発ユニット 金属・化学・機械系規格チーム 江本 秀司
15:05~15:15 (10分)	休憩		
15:15~15:45 (30分)	JIS 原案作成のための手引 改正のポイント	資料③	標準化総括・支援ユニット 標準化総括チーム 野田 孝彰
15:45~15:55 (10分)	「規格開発エキスパート」について	資料④	(一財)日本要員認証協会 瀬戸 秀基
15:55~16:00 (5分)	閉会挨拶		産業基盤系規格開発ユニット 重松 康夫

※ 説明内容等が変更される場合があります。

資料①

JIS原案作成公募制度説明会

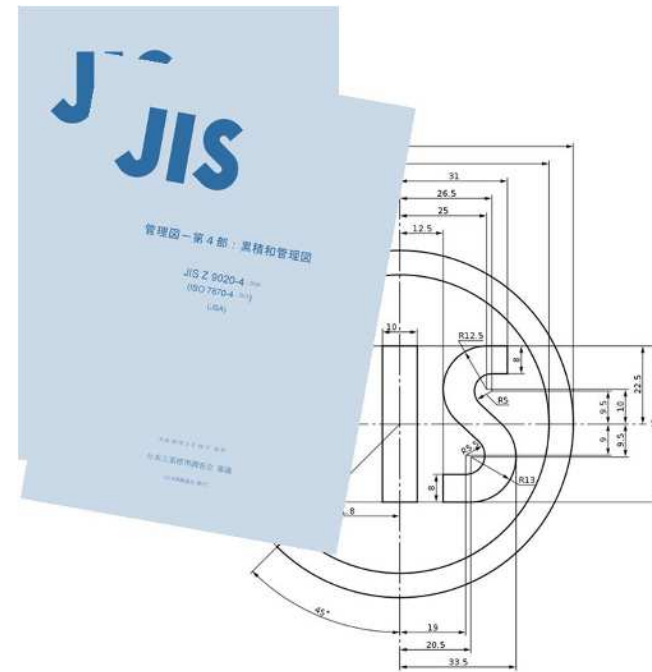
JSA公募制度の概要と利用のすすめ



2020年7月

内容

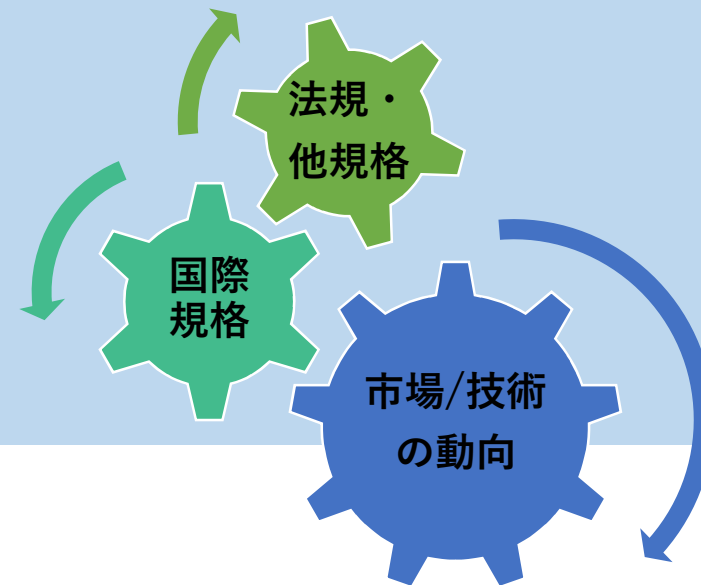
1. 公募制度のご利用
2. 公募制度の概要
3. 公募制度ご利用のメリット
4. 原案作成期間
5. 応募区分
6. ご応募いただく書類
7. 成果物（作成書類）
8. その他



1 公募制度のご利用

次の観点からJISの制定・改正が必要な時

- 市場の変化（技術水準、ユーザニーズ、環境配慮等）によって既存のJISと実態とが乖離
- 技術の進歩などによって、対応する国際規格が改訂
- 新たな国際規格が発行された/開発中であり、国内の実情・国際商取引を鑑みると国内における普及の促進からJIS化が必要
- 引用JIS又は関連JISが改正・廃止
- 強制法規、公共調達基準などとの関連で、制定・改正が必要



2 公募制度の概要 (1)

JSAによる「JIS原案作成公募制度」とは

- 団体様と弊協会とが共同してJIS原案作成
- 特定標準化機関（CSB）スキームの適用
- 弊協会のノウハウ提供。原案の一貫性/一様性/様式（JIS Z 8301）の支援
- 申出手続きや必要な書類作成の支援

実績 ・約150団体/年、約300規格/年（平成10年度から開始）
・毎年公示される規格の約60%は公募制度を利用

認定産業標準作成機関として作成する場合があります

- 2019年9月18日に認定産業標準作成機関に認定
- 弊協会とJIS案作成事業契約を締結していただいております、かつ、認定の範囲に該当する案件が対象

⇒ いままでとおりが応募ください。弊協会では整理させていただきます。

2 公募制度の概要 (2)

特定標準化機関 (CSB) 制度とは

- 特定標準化機関 (CSB) とは、JISの原案作成を行う団体等のうち、適切なJIS原案作成の体制を維持していることをJISCが確認した団体
- CSBの能力を活用することによって、JIS制定・改正のための調査審議及び事務処理を迅速化・効率化することが目的
- 産業標準化法に基づく申出において、その原案作成プロセス等がすべての利害関係者の意見を十分に反映し、公平かつ公開性を確保するなど一定条件 (CSB要件) に適合していることが確認された場合には、原則として部会限りでの調査審議を行い、JIS案を主務大臣に答申

認定産業標準作成機関とは

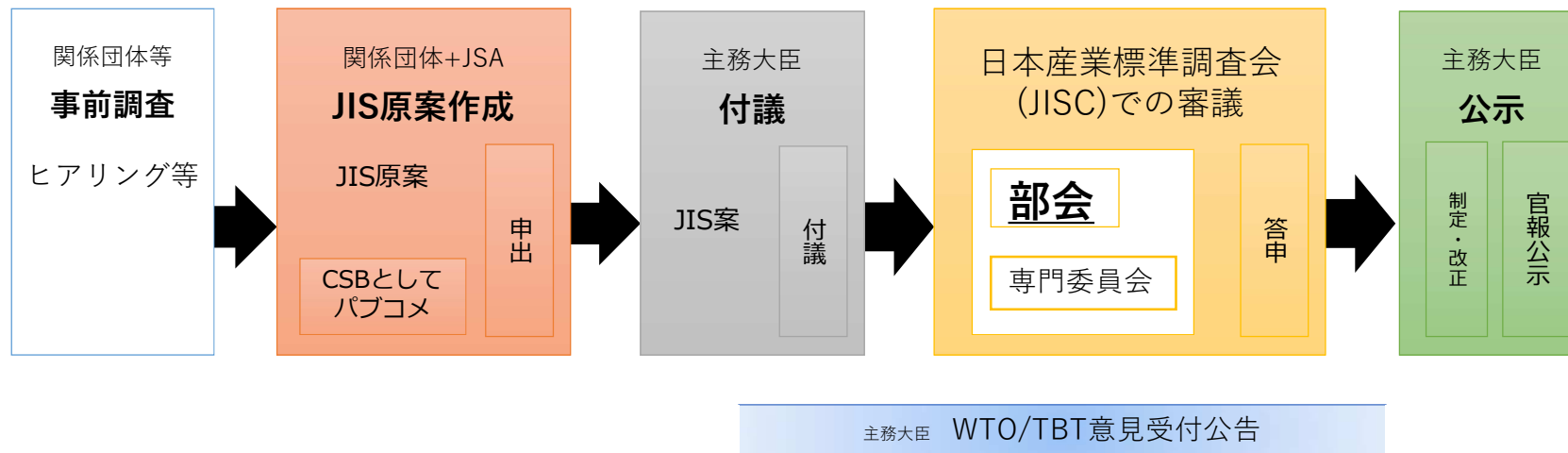
- 法律改正 (工業標準化法 → 産業標準化法) に伴って導入
- 標準化の専門知識及び能力がある民間機関を主務大臣が認定
- 同機関からのJIS案はJISCの審議を経ずに主務大臣が制定、改正等

2 公募制度の概要 (3)

CSB制度利用の場合

原則としてJISC部会審議

- 原則として主務大臣に申出後のJISC専門委員会での審議を省略
- JISC部会審議となってJISCでの手続期間が短縮



2 公募制度の概要 (4)

認定産業標準作成機関として作成する場合

JISCでの審議を省略

- 主務大臣に申出後のJISCでの審議を省略
- JIS案の申出を受けてから速やかな公示



3 公募制度ご利用のメリット (1)

a) 原案作成をサポート

- 規格開発に詳しい担当者を配置し、事前調査～公示まで支援
- 特にJISの原案作成時の様式・委員会運営・各種事務手続き等

b) 財政的支援

- JIS原案作成にかかる費用（委員謝金、交通費、会場場費用等）の一部支援
- ※ 金額はご要望に添えない場合もございます。

c) 申出の代行/手続き書類作成支援

- 申出作業は弊協会で実施
- 事前調査や申出に必要な手続き書類の作成も支援
- 複雑な手続きのご負担軽減

d) 追補改正も対象

- 追補改正も同様に支援
- ※ 追補改正だけの場合は、財政的支援は原則として対象外となります。

e) JISに関する情報提供

- 引用規格の改正状況・廃止に伴う被引用規格など、正確な情報をご提供

3 公募制度ご利用のメリット (2)

f)他の工業会などの紹介

- 委員会委員の選定時などで、日頃お付き合いの少ない業界との調整が必要な場合の調整/紹介

g) フレキシブルな応募

- 2020年度から年4回 [区分A、区分B、区分C、区分D (新設)] に変更。これを外れる場合は、柔軟に対応

h) 業界基準や強制法規例示基準など

- 業界基準 (団体規格) のJIS化や、強制法規をわかりやすく普及させるための例示基準としてのJIS作成

※ JIS以前に業界規格としてのJSA規格の作成も可能 (有料)

i) よろず相談

何でもお気軽にご相談ください (例)

- JISの作成プロセスの詳細を知りたい。
- 事務局運営のノウハウがない。
- 所掌JISのメンテナンスがしきれない。
- 改正のタイミングがわからない。

3 公募制度ご利用のメリット (3)

j) 国際規格の機械翻訳の提供

- ISO/IEC等の国際規格を基礎としてJIS原案を作成される際のサポートの一環としてご提供
(CDV、DIS、FDIS段階からのJIS化検討についてもご相談ください)
- 現在、お問い合わせを多数いただいております。お時間をいただく場合がございます。各種ご要望も含めて鋭意対応中ですが、何卒ご理解ください。

k) Web会議の支援

- Web会議ツールが無い団体様、Web会議ツールに不慣れな団体様は、弊協会へご相談ください。(例：当会によるWeb会議開催の支援等)

仮翻訳の提供

Plastics — Evaluation of the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies — Part 1: Guidelines for the approach

元の国際規格 (ISO・IEC) (DIS・CD・FDIS含)

1 Scope
 This part of ISO 19095 specifies the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies.

2 Normative references
 The following documents, in whole or in part, are normatively referenced in this document and are indispensable for its application. For undated references, the latest edition of the referenced document (including any amendments) applies.

ISO 291, Plastics — Standard atmosphere for conditioning and testing.

ISO 472, Plastics — Vocabulary.

ISO 3530, Vacuum technology — Mass spectrometer type leak detector for helium.

ISO 19095-2, Plastics — Evaluation of the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies — Part 2: Test specimens.

ISO 19095-3, Plastics — Evaluation of the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies — Part 3: Test methods.

ISO 19095-4, Plastics — Evaluation of the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies — Part 4: Environmental condition for durability.

IEC 60068-2-11, Basic environmental testing procedures — Part 2-11: Tests — Test A₁: Salt mist.

IEC 60068-2-67, Environmental testing — Part 2-67: Tests — Test C₁: Damp heat, steady state, accelerated test primarily intended for components.

3 Terms and definitions
 For the purposes of this document, the terms and definitions given in ISO 472 and the following apply.

3.1 adhesion interface performance
 overall performance of the joint between two different materials.

EXAMPLE The mechanical strength, air tightness, and sealing properties of the bond.

4 Conditioning
 The test specimen shall be conditioned as specified in the appropriate standard for the material concerned. In the absence of this information, the most appropriate set of conditions from ISO 291 shall be selected and the conditioning time is at least 16 h, unless otherwise agreed upon by the interested parties, for example, for testing at elevated or low temperatures.

5 Apparatus

5.1 Sealing testing machine

5.1.1 Helium leak detector
 This is the mass spectrometer type leak detector using the helium gas as a tracer, in which the vacuum exhaust system for keeping the mass spectrometer in operational vacuum condition ($<5,0 \times 10^{-4}$ MPa) is built-in and is calibrated in accordance with ISO 3530.

5.1.2 Exhaust system
 This system consists of a vacuum pump for evacuating the test specimen, vacuum gauge, etc.

→

仮翻訳

日本語版 (JIS) K XXXX-1 (xxx, ISO 19095-1:2015)

プラスチック-金属接着部材の接着性能の評価方法 — 第1部: アプローチの指針

Plastics — Evaluation of the adhesion interface performance in plastic-metal assemblies — Part 1: Guidelines for the approach

1 範囲

このISO 19095-1の第1部は、プラスチック-金属接着部材の接着性能を規定する。

2 規範的参考文献

この文書は、以下の文書、全部または一部を規範的に参照し、その適用に不可欠である。日付が指定されていない参考文献については、参照される文書の最新版（改訂を含む）が適用される。

ISO 291、プラスチック — 試験条件および試験のための標準大気。

ISO 472、プラスチック — 用語。

ISO 3530、真空技術 — ヘリウム質量検出器。

ISO 19095-2、プラスチック — プラスチック-金属接着部材の接着性能の評価方法 — 第2部: 試験試料。

ISO 19095-3、プラスチック — プラスチック-金属接着部材の接着性能の評価方法 — 第3部: 試験方法。

ISO 19095-4、プラスチック — プラスチック-金属接着部材の接着性能の評価方法 — 第4部: 耐久性のための環境条件。

IEC 60068-2-11、基本環境試験手順 — 第2-11部: 試験 — 試験A₁: 塩霧。

IEC 60068-2-67、環境試験 — 第2-67部: 試験 — 試験C₁: 連続湿熱、加速試験、主に部品を目的とする。

3 用語と定義

この文書の目的のために、ISO 472に与えられた用語と定義と以下の用語が適用される。

3.1 接着性能

二つの異なる材料の接合部の全体的な性能。

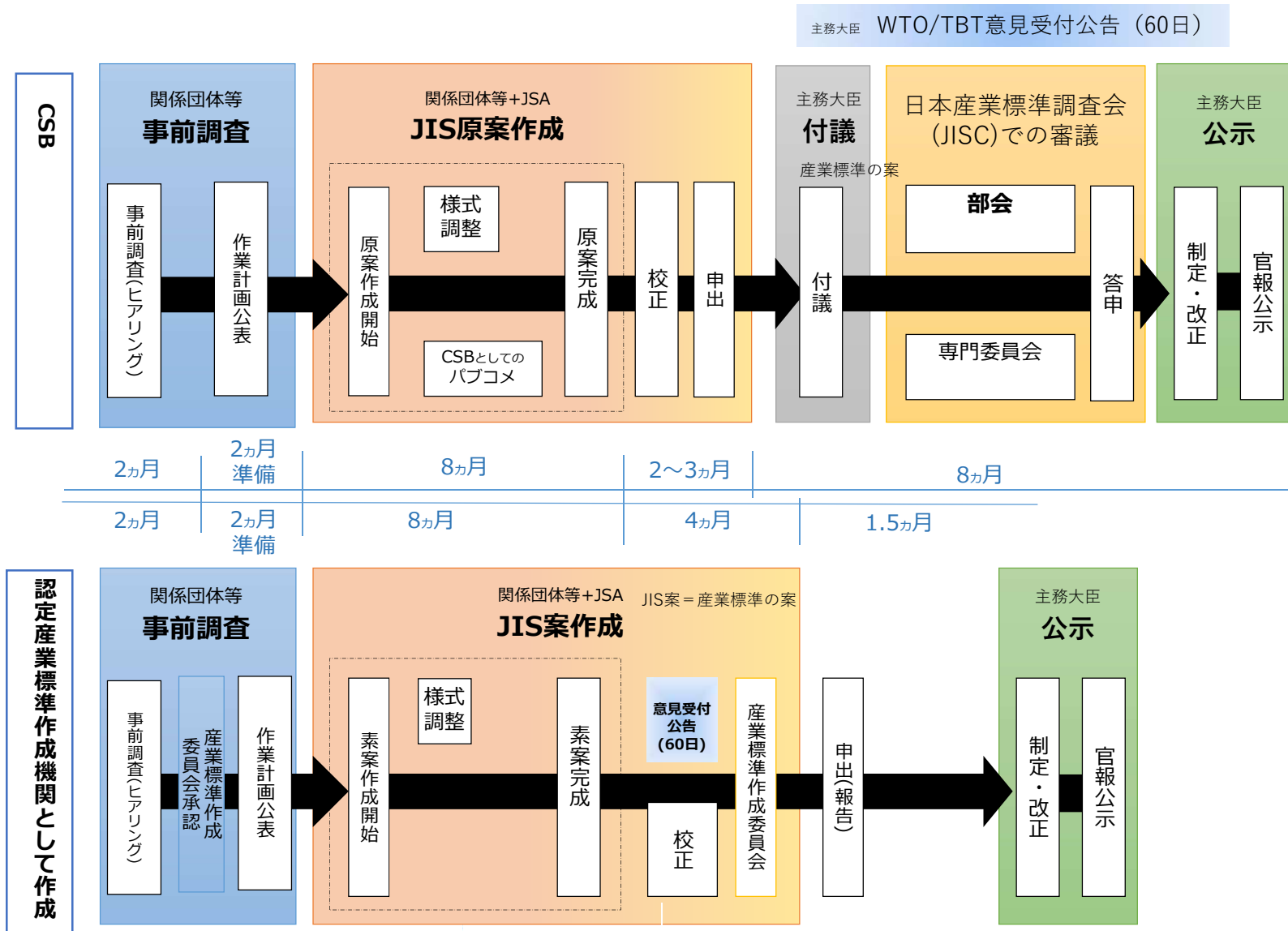
例 接合部の機械的強度、気密性、および密封特性。

注記 あくまでも機械による仮翻訳です。専門用語等は必ずご確認願います。



4 原案作成期間

- 2019C（2019年12月原案作成開始）以降、原案作成期間を11カ月から8カ月へ変更
- 原案作成開始前に2カ月間の準備期間（委員委嘱等の作業）を設定



5 応募区分 (1)

応募の機会を増やしてより柔軟な対応とのお声にお応えし、
 区分A, B, Cと年3回の区分⇒ 2020年度から**区分D**を加え、年4回に変更。

	区分	応募締切	ヒアリング	準備	作成期間	原案作成完了 (ご提出)
変更前	2020 区分A	2019. 11.30	2019.12~ 2020.1	2020.2~3	2020.4~11	2020.11 末日
	2020 区分B	2020. 3.31	2020.4~5	2020.6~7	2020.8~ 2021.3	2021.3 末日
	2020 区分C	2020. 7.31	2020.8~9	2020.10~11	2020.12~ 2021.7	2021.7 末日

	区分	応募締切	ヒアリング	準備期間	作成期間	原案作成完了 (ご提出)
変更後	2020 区分A	2019. 11.30	2019.12~ 2020.1	2020.2~3	2020.4~11	2020.11 末日
	2020 区分B	2020. 3.31	2020.4~5	2020.6~7	2020.8~ 2021.3	2021.3 末日
	2020 区分C 【変更】	2020. 5.20	2020.5.20~7	2020.8~9	2020.10~ 2021.5	2021.5 末日
	2020 区分D 【新設】	2020. 8.20	2020.8.20~10	2020.11~12	2021.1~ 2021.8	2021.8 末日

※ この区分以外の期間でも、柔軟に対応させていただきます。いつでもご相談ください。

5 応募区分 (2)

2021年度スケジュール (予定)

区分	応募締切	ヒアリング	準備期間	作成期間※1	原案作成完了 (ご提出)
2021 区分A	2020. 11.20	2020.12~ 2021.1	2021.2~3	2021.4~11	2021.11 末日
2021 区分B	2021. 2.19	2021.3~4	2021.5~6	2021.7~ 2022.2	2022.2 末日
2021 区分C	2021. 5.20	2021.6~7	2021.8~9	2021.10~ 2022.5	2022.5 末日
2021 区分D	2021. 8.20	2021.9~10	2021.11~12	2022.1~ 2022.8	2022.8 末日

弊協会Webサイトにも掲載されております。ご確認ください。
https://webdesk.jsa.or.jp/pdf/dev/md_4845.pdf

6 ご応募いただく書類

a) 必要な書類

- ① JIS原案作成公募制度応募用紙（ヒアリング希望日付き） ---- 1部
- ② JIS原案作成事前調査書 ----規格ごとに各1部
- ③ JIS原案作成委員会開催日程及び構成員名簿 ----委員会ごとに1部
- ④ JIS原案作成委員会運営費見積書（追補改正のみの場合不要） ---- 1部
- ⑤ 制定/改正予定の草案・基礎とする文書等（ある場合。途中段階でもOK）

b) 入手・記入・送付方法

- 弊協会ウェブサイトから上の①～④の様式をダウンロード
- URL https://webdesk.jisa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/
(で検索) ※ 様式は最新版をお使いねがいます。
- ①～⑤を電子データ（Word・Excel）をsd@jisa.or.jp まで送付

7 成果物（作成書類）

以下の成果物及び必要書類は電子メール（sd@jsa.or.jp宛）にてご提出ください。

なお、一部原本をご郵送いただくものがあるのでご注意ください。

- ① JIS原案（本体及び解説）（Word）
- ② JIS原案作成経過報告書（制定・改正）（Excel）
- ③ JIS原案作成経過報告書（廃止用 制定/改正に伴う廃止がある場合）（Excel）
- ④ **日本産業規格制定・改正等に関する特許権等の扱いに係る声明書（PDF）**
⇒**電子メールのほか、捺印原本を1部ご郵送にてご提出いただきます。**
- ⑤ 日本産業規格の制定／改正原案及び同規格に係る著作権の扱いに関する確認書（PDF）
- ⑥ 原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告）（Word）
- ⑦ JIS解説書における原案作成委員に関する個人情報の保護について（報告）（Word）

※JIS原案作成委員会運営費請求書については、上記の成果物納品後に様式をお送りします。

※各種様式は弊協会Webサイトに掲載しております。提出時にご確認ください。

https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/

8 その他

多様なニーズへ対応

- 迅速な日本語での普及が必要
[産業界等への影響が大きいいため、国際標準化される前(DIS,FDIS等)又は
国際標準化後早急の普及が必要。等]
- 何らかの事情でJIS化を始められないが、普及が必要
- 国内での利用がなくても、海外の日本企業には影響
- 利用者が特定の者（専門家等）に限定
- JIS普及の先駆け・呼び水 等

ニーズへの対応

国際規格の対訳版の作成

- 普及の迅速性
 - ⇒委員会での審議、パブリックコメント、JISCでの承認等がない
 - ⇒団体様での確認等も含めて、作成開始から発行まで最短で3~4か月程度
- 原文（英語）読解の理解を助けるための補助資料としての利用を想定
- 日本語は便宜的な訳で、正確な解釈は原本（英語）に基づくことを前提に利用
- 諸条件がありますので、担当者へご相談ください。

Conformity assessment — Vocabulary and general principles

1 Scope

This document specifies general terms and definitions relating to conformity assessment, including the accreditation of conformity assessment bodies, and to the use of conformity assessment to facilitate trade. A description of the functional approach to conformity assessment is included in [Annex A](#), as a further aid to understanding among users of conformity assessment, conformity assessment bodies and accreditation bodies, in both voluntary and regulatory environments.

This document does not set out to provide a vocabulary for all of the concepts that may need to be used in describing particular conformity assessment activities. Terms and definitions are given only where the concept defined would not be understandable from the general language use of the term, or where an existing standard definition is not applicable.

NOTE 1 The notes appended to certain definitions offer clarification or examples to facilitate understanding of the concepts described. In certain cases, the notes may differ in different languages for linguistic reasons, or additional notes may be given.

NOTE 2 The terms and definitions are laid out in a systematic order, with an alphabetical index. A term in a definition or note that is defined in another entry is indicated by bold-face followed by its entry number in parentheses. Such terms may be replaced by their complete definition.

2 Terms and definitions

2.1 Terms relating to conformity assessment in general

2.1.1
conformity assessment
demonstration that *specified requirements* (2.2.1) are fulfilled

Note 1 to entry: The process of conformity assessment as described in the functional approach in the [Annex A](#) can have a negative outcome.

Note 2 to entry: The field of conformity assessment includes activities defined elsewhere in this document, such as but not limited to [testing](#) (2.3.2), [inspection](#) (2.3.3), [validation](#) (2.3.5), [verification](#) (2.3.6) and [certification](#) (2.4.6), as well as the [accreditation](#) (2.4.7) of *conformity assessment bodies* (2.1.6)

Note 3 to entry: Conformity assessment is explained in [Annex A](#) as a series of functions. Tasks contributing to any of these functions may be described as conformity assessment activities.

2.1.2
object of conformity assessment
object
entity to which *specified requirements* (2.2.1) apply

Note 1 to entry: Examples are product, process, service, system, installation, project, data, design, material, claim, person, body or organization or any combination thereof.

Note 2 to entry: The term "body" is used in this document to refer to *conformity assessment bodies* (2.1.6) and *accreditation bodies* (2.1.7). The term "organization" is used in its general meaning and may include bodies according to the context. The more specific ISO/IEC Guide 2 definition of an organization as a body based on membership is not applicable to the field of *conformity assessment* (2.1.1).

適合性評価-用語及び一般原則

1 適用範囲

この規格は、適合性評価機関の認定を含め、適合性評価に関する一般用語及び定義、並びに貿易を容易にする目的での適合性評価の利用に関する一般用語及び定義を規定する。適合性評価への機能的アプローチに関する説明を附属書 A に示す。これは、任意及び規制の双方の環境において、適合性評価、適合性評価機関及び認定機関の利用者の理解を更に助けるためのものである。

この規格は、個別の適合性評価活動を表現するうえで必要となるであろうすべての概念に対する用語を規定するものではない。ここで用語及び定義を規定するのは、定義された概念がその用語の一般的な言葉遣いからは理解できないかもしれない場合、又は既存の規格の定義をそのまま適用できない場合だけである。

備考 1 幾つかの定義に付された備考は、記載した概念の理解を助けるための説明又は例示を提供している。場合によっては、これらの備考は言語学的理由のために他の言語では変更したり、又は追加の備考を付けられる。

備考 2 用語及び定義は系統だった順序で示されており、アルファベット索引が付けられている。定義及び備考の中用語が別の項目で定義されている場合は太字で示し、後ろに括弧付きで項目番号を示している。そのような用語は、その完全な定義に置き換えてもよい。

2 一般用語及び定義

2.1 適合性評価全般に関する用語

2.1.1
適合性評価 (conformity assessment)
規定要求事項 (2.2.1) が充足されていることの実証。

備考 1 附属書 A の機能的アプローチに規定されている適合性評価のプロセスは悪い結果をもたらすこともある。

備考 2 適合性評価の分野には、この規格の他の項目において定義されている活動、例えば、[試験](#) (2.3.2)、[検査](#) (2.3.3)、[妥当性確認](#) (2.3.5)、[検証](#) (2.3.8) 及び[認証](#) (2.4.6)、並びに[適合性評価機関](#) (2.1.6) の[認定](#) (2.4.7) が含まれるが、これらに限定されない。

備考 3 適合性評価は、附属書 A で一連の機能として説明されている。これらの機能に寄与する作業を、適合性評価活動と表現することがある。

2.1.2
適合性評価の対象 (object of conformity assessment)
対象 (object)
規定要求事項 (2.2.1) が適用される主体。

備考 1 例えば、製品、プロセス、サービス、システム、据え付け、プロジェクト、データ、設計、素材、主要、人、機関若しくは組織又はそれらの組み合わせなど。

備考 2 この規格において「機関」という用語は、[適合性評価機関](#) (2.1.6) 及び[認定機関](#) (2.1.7) を表すために使用される。「組織」という用語は一般的な意味で使用され、分類により機関を含む場合がある。ISO/IEC Guide 2 では、組織を会員制に基づく機関と特定の定義していたが、[適合性評価](#) (2.1.1) の分野には適用されない。

見開きで、左右対比して確認可能

公募制度に関するお問い合わせ・書類など送付先

一般財団法人 日本規格協会
標準化・総括支援ユニット 標準化総括チーム

〒108-0073 東京都港区三田3-13-12 三田MTビル9階
電話:03-4231-8530, FAX:03-4231-8662
E-mail: sd@jsa.or.jp

ご清聴ありがとうございました

資料②

JIS原案作成公募制度説明会

JIS原案作成の流れと留意事項



2020年7月

1 JSA公募制度による原案作成の流れ

応募書類の受付



JSA担当者による書類確認



ヒアリングの実施



契約



委員会でのJIS原案作成
～ 委員会参加、JSA様式調整 ～



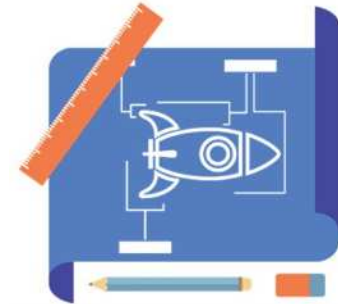
成果物（JIS原案他の書類）のJSAへの提出



校正、申出（主務大臣への提出）

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 事前調査表 (1) ～

事前調査表 = JISの設計図



- 作成経過報告書 ※ の作成時にも利用
- 必要性、期待効果、規定内容、改正点を明確に記載

※ 作成経過報告書 (旧 審議経過報告書) :

原案作成完了後にJIS原案と共にご提出頂く書類で
成果物提出後の審議の基礎情報となるもの(6参照)

記載方法についてご不明な場合は、お気軽にお問合せください。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 事前調査表 (2) ～

J I S 原案作成に係る事前調査表

<抜粋>

提出者 (団体名)		
1. 産業標準原案の番号及び名称並びに主務大臣・専門委員会名	1.1 規格番号	
	1.2 産業標準原案の名称 (和文)	
	1.3 産業標準原案の名称 (英文)	
	1.4 主務大臣	<input type="checkbox"/> 経済産業大臣専管 <input type="checkbox"/> 他省庁大臣との共管 大臣 <input type="checkbox"/> 他省庁大臣の専管 大臣
	1.5 原局原課名	
	1.6 JISC専門委員会名	
2. 制定/改正の内容に関する事項	2.1 制定・改正の別	<input type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 改正 ※ 該当に■印をつけてください 【制定・改正する理由 (必要性)】
	2.2 制定・改正する理由 (必要性) 及び期待効果	【期待効果】
	2.3 規定する項目構成又は改正する箇所と要点	
	2.4 原案の検討状況	<input type="checkbox"/> JIS原案の素案作成には未着手の段階 <input type="checkbox"/> JIS原案の素案を作成中 <input type="checkbox"/> JIS原案の素案は作成済みで、原案作成委員会での審議をすぐに開始できる段階
	2.5 制定・改正に伴い、既存のJISを廃止する場合	規格番号 複数ある場合は全て記載 規格名称

主な記入項目:

- 規格番号、名称、制定改正の別
- 主務大臣
- 必要性・期待効果、規定項目
- 原案の検討状況 (進捗)
- 産業標準化法への適合
- 対応国際規格の有無
- 国際流通への影響
- JISマーク表示制度との関係
- 生産・輸出状況
- 規制や公共調達への引用
- 特許権等の有無
- 公示希望時期 (ある場合)

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 原案作成スケジュール ～



スケジュール欄には必ずJSA様式調整時期を

2. 原案作成スケジュール

下記空欄へ○印を記入して、原案作成のスケジュールをお示し下さい。

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	計
本委員会										0
分科会										0
様式調整時期 ^{注)}										0

注) J I S 原案をより適切な様式とするために、原案作成期間中に J S A による様式調整を実施致します（作成中の原案を一旦ご提出頂き、様式調整を実施のうえ、必要に応じて J S A 指摘事項にご対応頂きます）。様式調整の実施可能時期に○印をご記入下さい。

注記 J I S 原案等の最終成果物(解説を含む)は、契約期間終了の1か月前に提出が必要です。

《様式調整時期の判断基準》

- 作成中の原案が、委員会及び／又は分科会での審議を少なくとも1回経て、構成上の規定項目を全て満たした状態になっている。
- J S A からの指摘に原案作成期間中に対応可能である（最終委員会前である等）。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿（1）～

- 委員構成には、現状のすべての実質的な利害関係者を網羅



- 委員構成区分の原則：

「生産者」「使用者」「中立者」「（販売者）」

※各区分が委員構成の半数を超えることは不可

※商取引に直接関係せず、区分を特定しにくいJISは、中立者のみでも可（単位、用語、製図、基本的試験方法等）

《改正の場合の委員構成》

改正の場合、前回委員会と同じである必要はないものの、構成が異なる場合には、現状の利害関係者を網羅できている根拠を明確にするようにして下さい。

2 応募書類でご留意頂きたい点 ～ 構成員名簿（2）～

- **中立者委員には以下も（必要に応じて関係者として）**
 - **原案の原局原課（原案内容に直接関係する省庁部門）**
 - **J S A 担当者**
 - **（規制等への引用有or予定の場合）規制等や公共調達の管轄省庁**
 - **（JISマーク認証可能な構成の製品規格等の場合）登録認証機関**
- **経産省ISO/IEC課のご担当官は通常、関係者に**
- **同じ所属からの委員参加は原則不可**

《分科会の設置について》

分科会の設置は任意です。ただし、ご応募時点で素案をご準備頂いていないような場合、本委員会だけでの原案作成・審議では時間を要する可能性が高く、分科会の設置を特にお勧め致します。

3 ヒアリングの実施

- 現状、書面(メール等)・Web会議ツールなどで実施
- 制定・改正の必要性及び期待効果、規定内容、改正点、委員構成などについて確認
- 準備状況(規格素案の作成状況)の確認
- 審議スケジュール、様式調整時期の共有
- 審議ルート(部会, 専門委員会など)の確認
- 規格番号の仮確定(制定の場合)
- JISマーク認証の有無・希望の確認



ヒアリング前後に、必要に応じて内容修正をお願いしております。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JIS様式及び作成方法～

**規格は様式及び作成方法に関する統一ルールの基で作成
JIS Z 8301**

- **要求事項と参考情報を明確に区別**
- **ダブルスタンダード不可(必要に応じて規格引用)**
- **矛盾、重複、過不足の排除**
- **誤解の余地のない明解な規定文に**
- **対応国際規格との整合, 差異の明確化(対比表等)**

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA担当者の委員会参加 ～

- JIS様式等の観点で必要に応じて指摘・発言
- 技術的な審議を最優先しつつ、規格様式上誤った方向で議論が進みそうな場合、軌道修正
- 進捗、プロセスの確認及びフォロー



《原案の事前提供のお願い》

委員会で審議する規格原案は、審議当日の配布ではなく、事前にご提供願います（Wordファイルで）。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ 委員会の開催形式 ～

- **対面会議：**
会議室に一同に会しての審議
- **Web会議：**
オンライン会議ツールを利用しての審議
- **書面審議：**
メール等を利用した審議



《Web会議等の開催方法について》

- Web会議や書面審議の実施方法についてルールは設けておりません。各自セキュリティポリシーに従って実施願います。
- 実施方法がわからない場合などには、JSA担当までご相談ください。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (1) ～

- **実施形態** : 原案への書面での確認・指摘
- **時期/回数** : 原案作成期間中 1～2回程度
- **実施期間** : 個別に調整 (概ね1ヶ月程度)
- **実施者** : JSA担当者 (必要に応じて複数名)

《様式調整の納期について》

迅速化の観点で原案作成期間中に実施致します。必要に応じて複数名でも実施するため、ある程度の期間を頂く場合がございます。納期については個別に調整させていただきます。

4 委員会でのJIS原案作成 ～ JSA様式調整 (2) ～

《指摘例》

- **注記に要求事項・推奨事項・許容事項が入っている**
→ 注記には参考情報を記載。規格として規定する事項なのか曖昧。
- **文末表現が曖昧 例)「～すべきである」**
→ 「べき」は要求事項的な表現と受け取られる場合もあるため、推奨表現としては「～することが望ましい」「～するのがよい」にする。
- **本文での引用・参照のない附属書がある**
→ 規定の附属書は規定文中での引用が必要。参考の附属書も参照必要(注記等でも可)
- **規定内容が複数個所で重複している**
→ 規格では、同じ内容は原則規定しない。
- **指示代名詞がなにを指しているのか不明確**
→ 「それ」などとせず、具体的に箇所を指定することで曖昧さを排除。
- **他規格を引用していながら、同じ内容を規定している**
→ 他規格を引用しながら、同じ内容を規定することは規格体系上、不適切。

5 委員会でのJIS原案作成 ～ CSB機関としてのパブコメ実施 ～

- ・ 実施時期：原案作成期間中（進捗に応じて実施）
 - ・ 受付期間：30日間
 - ・ 掲載媒体：JSAホームページ
 - ・ 掲載情報：
 - － 規格名称
 - － 適用範囲
 - － 主な規定内容／又は主な改正点
- ※ 原案自体の掲載は行わないが、要望あれば開示



《公表する適用範囲》
適用範囲は様式調整での提出原案を基に公表致します。

6 成果物のJSAへの提出 ～ 提出物一式 ～

- **J I S原案, 解説原稿**
- **作成経過報告書 (制定・改正・廃止)**
- **その他書類 (著作権, 特許権 等)**

《早期提出の推奨》

原案審議が完了した原案は契約期間内のいつでも提出可能です (J S A担当者と合意の上で)。審議が早期に完了した場合には、ぜひ早めにご提出ください。規格の早期公示につながります。



6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(1) ～

作成経過報告書

≡ 事前調査表＋原案作成委員会の審議結果報告

(事前調査表の記載を基に、原案作成の審議中問題となった事項、委員会開催状況等を追加)

記載内容は、成果物受領後の手続き・審議*の基礎資料に

* 主務大臣への申出、JISC技術専門委員会、JISC部会 等



正確かつ分かりやすい記載が必須

《JSA担当によるチェック実施のお願い》
なるべく成果物提出前に、JSA担当宛に記載チェックのご依頼をお願いします。

6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(2) ～

「必要性」 「期待効果」

- 国家標準でなければならない理由を明確に
- 「制定/改正された国際規格への整合」だけを必要性とはせず
我が国へ導入する根拠を
- 期待効果には具体的なメリットを（産業界、国際競争力、
商取引などへの影響等）
- 簡潔明瞭で、誰が読んでも理解できる記載に




6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(3) ～

「必要性」の望ましい書き方・ストーリー

・ 制定の場合

現状、〇〇のような社会的背景、生じている不都合がある。
状況改善のために〇〇についてのJISを制定する必要がある。

・ 改正の場合

“この規格は〇〇について規定したものであるが”
( 現行適用範囲に基づき記載)
現在〇〇（社会環境、技術変遷の変化等）の状況にあるため、
〇〇のような技術的変更を行う必要がある。

6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(4) ～

制定／改正の必要性の記載例

- **良い例1**：技術の進歩によって、現在では▽▽が主流になっているため、○年に作られた現行規格は現状と乖離し改正が必要
- **良い例2**：当初想定していなかった▽▽にまで用途が広がったため、▽▽における性能特性について、市場から標準化が切望され改正が必要
- **良い例3**：○○測定法は高価で熟練が必要なため□□簡便法が開発された。○○測定法と□□簡便法との相関の確認がとれたため、□□簡便法を取り込んだ改正を行う。
- **悪い例1**：ISOXXXXが●●年に制定されたため、それを基にしたJISも制定する。
⇒なぜ国際規格が制定され、なぜ対応する国内規格が必要なのか、技術的根拠、社会環境の変化などを説明する必要。
- **悪い例2**：前回の改正から10年経ち現状と合わなくなったため、改正を行う。
⇒前回の改正から年月が経ったことにより、どのような課題・問題点があるのか説明が必要

6 成果物のJSAへの提出 ～ 作成経過報告書(5) ～

作成経過報告書で頻出の不備・誤記



- **委員会名簿と開催状況の齟齬**
 - 例1) 構成表の人数より開催状況の人数が多い
 - 例2) 関係者・事務局を人数に数えてしまっている
- **出席者数が委員数（関係者・事務局等除く）の半数未満**
- **特許権、著作権等のJIS記載との不一致**
- **JISマーク表示制度適用可否の実態との不整合**

7 校正及び申出

• 校正

- JSA校正部門にて本体と解説の校正実施
 ➡ 不明点・修正指摘への対応依頼
- 校正期間：通常2か月程度



• 申出

JSA申出担当より、原案等一式を主務大臣へ提出（電子申請）

《校正指摘への迅速な対応のお願い》
円滑な申出に繋げるために、校正での指摘へは迅速に回答願います。

《申出前の担当官チェック》
申出前には担当官による事前確認を頂きます。原案や作成経過報告書への指摘があった際には、別途対応をお願いする場合があります。

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本規格協会
標準化総括・支援ユニット

標準化総括チーム

sd@jsa.or.jp

資料③

JIS原案作成公募制度説明会

JIS 原案作成のための手引 改正のポイント



2020年7月

目次

- 1 JIS原案作成のための手引とは
- 2 JIS原案作成のための手引の入手方法
- 3 第18版及び第19版改正の趣旨
- 4 様式調整の指摘事例
- 5 国際一致規格（IDT）として作成したJIS
における編集上の修正を加えた事例
- 6 国際規格を基として作成する場合のJIS
原案作成に関するFAQ
- 7 JIS Z 8301改正に伴う対応

1 JIS原案作成のための手引とは



JIS等原案作成 マニュアル

- ・ 法に基づく手続きの流れ
- ・ JIS原案作成段階の確認事項、留意すべき事項



JIS Z 8301 (規格票の様式及び作成方法)

- ・ 規格票の構成及び規格の作成方法について規定



JIS原案作成の ための手引き


- ・ 左記2点の理解を深めるための資料
- ・ 原案作成に当たり特に注意すべき事項、具体例などを参考としてまとめたもの

2 JIS原案作成のための手引の入手方法

① JSA GROUP Webdesk>規格>国内標準化支援>JIS原案作成公募制度

https://webdesk.jisa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/iso_domestic02/

14. JIS原案作成のための手引

▶ JIS原案作成のための手引 (第19版) 

※必要な方はここからダウンロード願います。

② 検索エンジンで「JIS手引き」と検索（下の画像はGoogleにて検索）



3 第18版及び第19版改正の趣旨

- ①様式調整の指摘事例の追加（資料5：第19版）

- ②国際規格を基として作成する場合の注意事項等の追加
（8.8及び8.9：第18版）（8.10及び8.11：第19版）

- ③JIS Z 8301改正に伴う対応
（全体：第18版）
（資料7、資料8、資料10：第19版）

4 様式調整の指摘事例

4.1 まえがき(JIS Z 8301 箇条12)(手引P97 資料5 箇条1)

4.1.1 規格が部編成の場合の記載(手引P97 資料5 1.1)

“規格が部編成の場合には、規格群の名称並びに各部の番号及び名称を表記してもよい。” (JIS Z 8301:2019の12.5.2.1抜粋)

まえがき

この規格は、産業標準化法第14条第1項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 60068 規格群（環境試験方法—電気・電子）は、次に示す部で構成する。

- JIS C 60068-1 第1部：通則及び指針
- JIS C 60068-2-1 第2-1部：低温（耐寒性）試験方法（試験記号：A）
- JIS C 60068-2-2 第2-2部：高温（耐熱性）試験方法（試験記号：B）
- JIS C 60068-2-6 第2-6部：正弦波振動試験方法（試験記号：Fc）
- JIS C 60068-2-7 加速度（定常）試験方法
- JIS C 60068-2-11 塩水噴霧試験方法
- JIS C 60068-2-13 減圧試験方法
- JIS C 60068-2-14 第2-14部：温度変化試験方法（試験記号：N）
- JIS C 60068-2-17 封止（気密性）試験方法
- JIS C 60068-2-18 第2-18部：耐水性試験及び指針
- JIS C 60068-2-20 第2-20部：試験—試験T—端子付部品のはんだ付け性及びはんだ耐熱性試験方法
- JIS C 60068-2-21 第2-21部：試験—試験U—端子強度試験方法
- JIS C 60068-2-27 第2-27部：衝撃試験方法（試験記号：Ea）
- JIS C 60068-2-30 第2-30部：温湿度サイクル（12+12時間サイクル）試験方法（試験記号：Db）
- JIS C 60068-2-31 第2-31部：落下試験及び転倒試験方法（試験記号：Ec）
- JIS C 60068-2-38 第2-38部：温湿度組合せ（サイクル）試験方法（試験記号：Z/AD）
- JIS C 60068-2-39 第2-39部：減圧下の温度又は湿度複合試験及び指針
- JIS C 60068-2-40 低温・減圧複合試験方法
- JIS C 60068-2-41 高温・減圧複合試験方法
- JIS C 60068-2-42 接点及び接続部の二硫化硫黄試験方法
- JIS C 60068-2-43 接点及び接続部の硫化水素試験方法
- JIS C 60068-2-45 耐溶剤性（洗浄溶剤浸せき）試験方法
- JIS C 60068-2-46 接点及び接続部の硫化水素試験—指針

以前は必ず記載することとなっておりましたが、今後は、通常、記載する必要はございません。

4 様式調整の指摘事例

4.1 まえがき(JIS Z 8301 箇条12)(手引P97資料5 箇条1)

4.1.2 JISマーク表示認証取得者が存在する場合の改正 (手引P97資料5 1.1)

既に**JISマーク表示認証取得者が存在する規格**の改正原案を作成する場合には、必要に応じて、まえがきに JIS マーク表示認証に係る**経過措置**を記載する。

【経過措置とは】

JIS改正公示後、JISマーク表示認証事業者等が一定期間、改正前のJISに基づきJISマークの表示を行うことが可能なように措置すること

【定型文】

なお、令和△△年△月△日【改正の日から起算して○月を経過する日】までの間は、産業標準化法第30条第1項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、JIS□ □□□□:XXXX を適用してもよい。

4 様式調整の指摘事例

4.2 序文(JIS Z 8301 箇条13) (手引P97資料5 箇条2)

対応国際規格がない場合は、序文を記載しないのがよい。
一般的な制定・改正の経緯などは、解説に記載するのがよい。

このように対応国際規格がなく、特筆すべき事項がない場合、通常、序文は不要です。

序文

この規格は、1970年に制定され、その後3回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1991年に行われたが、その後、引用規格であるJIS X XXXXの改正に対応するために改正した日本産業規格である。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

4 様式調整の指摘事例

4.3 適用範囲(JIS Z 8301 箇条14)(手引P98資料5 箇条3)

- ・適用範囲には、**要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならないと規定**
- ・次の事例では、**参考情報としての記載に修正**

【修正前】

1 適用範囲

・・・

なお、60°内側円すい形体の結合端部の寸法はJIS D 3610-1、及びステンレス鋼管の材料特性はJIS G 3459による。また、ステンレス鋼の化学的組成は、ISO 15510による。

【修正後】

1 適用範囲

・・・

なお、60°内側円すい形体の結合端部の寸法はJIS D 3610-1、及びステンレス鋼管の材料特性はJIS G 3459に規定されている。また、ステンレス鋼の化学的組成は、ISO 15510に規定されている。

4 様式調整の指摘事例

4.4 引用規格(JIS Z 8301 箇条15)(手引P99資料5 箇条4)

4.4.1 本文などで引用する規格がない場合の記載

(JIS Z 8301 15.5.2.1)(手引P99資料5 4.1)

JIS Z 8301:2019から本文などで引用する規格がない場合、次の定型文のとおり記載する。

【定型文】

2 引用規格

この規格には、引用規格はない。

4 様式調整の指摘事例

4.4 引用規格 (JIS Z 8301 箇条15)(手引P99資料5 箇条4)

4.4.2 引用規格の箇条には記載しない規格・規范文書

(JIS Z 8301 15.5.3) (手引P99資料5 4.2)

要求事項としての引用：箇条2 引用規格

推奨事項, 許容事項, 可能性・能力事項などとしての引用：参考文献一覧

【例1】 **推奨事項**としての引用：参考文献一覧に記載

これらコネクタの接続では、JIS C 3662-3に規定されたケーブルの配線及びケーブルの直径を考慮することが**望ましい**。

【例2】 **補足事項 (参考文書)**としての引用：参考文献一覧に記載

通信の詳細に関しては、JIS Q 14063**参照**。

4 様式調整の指摘事例

4.5 用語及び定義 (JIS Z 8301 箇条16)(手引P99資料5 箇条5)

4.5.1 定義文中に当該用語を記載してしまった例

(JIS Z 8301 16.5.5) (手引P99資料5 5.1)

定義文中に、定義する当該用語を含めてはならない。

【修正前】

3.2.2

交換期限

製品に使用期間を表示するに当たり、使用期間を**交換期限**に置き替えたもの。

【修正後】

3.2.2

交換期限

製品に使用期間を表示するに当たり、**有効期間の最終年月**を示したもの。

4 様式調整の指摘事例

4.6 注記(JIS Z 8301 箇条24)(手引P100資料5 箇条6)

JIS Z 8301:2008

“要求事項ではない規定事項は、注記としてもよい” (推奨・許容可)

JIS Z 8301:2019

“注記には、要求事項、推奨事項及び許容事項を含めてはならない”



「注記」には要求事項ではない規定事項（推奨事項・許容事項）は記載しない（参考情報のみとする）

4 様式調整の指摘事例

4.7 許容事項及び可能性・能力事項の表現形式

(JIS Z 8301 7.4及び7.5) (手引P101資料5 箇条7)

JIS Z 8301:2011では、“**できる**”及び“**できない**”を、
それぞれ“**可能**”及び“**不可能**”を示す表現形式として規定



しかし、これらの表現は、実際上、許容事項を示す表現としても用いられることがあり、混乱が生じていた。



JIS Z 8301:2019での“**できる**”及び“**できない**”の使用

許容事項としての使用：**禁止**

可能性・能力事項としての使用：

- 文末は**禁止** (“…は**可能である**”などを用いる。)
- 能力を示す場合に文の途中で用いる場合は**使用可**

4 様式調整の指摘事例

4.8 数値・数式の誤り(手引P101資料5 箇条9)

正誤票発行の多くの理由が数値・数式誤り



規定値への適合性，試験結果の算出の正確性などに直接的に関係する事項なので，特に注意して内容を確認する必要有



次の事項に注意し，**数値・数式周りだけに集中して見直す確認を必ず一度は行う。**

- 数値の記載ミス
- 数値の桁誤り
- 数式の単位誤り
- 対応国際規格からの転記ミス

4 様式調整の指摘事例

4.9 図面の記載について(手引P101資料5 箇条10)

JIS原案作成途中などお早目・お気軽にJSA担当までご依頼ください

① **制定**の場合など、一から図面を起こす必要があるもの：

- ・他の規格の似ている図があれば、その情報と一緒に正しい図、図示方法の指示などを付記してご連絡ください。
- ・手書きによる修正でも問題ございません。

② **改正**の場合など、元の図面があるが描き直す必要があるもの又は判読が難しいもの：

- ・元図に正しい図，図示方法の指示などを付記してご連絡ください。
- ・手書きによる修正でも問題ございません。

③ **対応国際規格の図面**を使用する場合：

- ・基本的には、対応国際規格の図面をそのまま流用
- ・不鮮明な場合や修正が必要な場合は、正しい図、図示方法の指示を付記してご連絡ください。

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例(手引P28 8.8)

国際一致規格（IDT）としてJISを作成する場合、**どこまでが編集上の修正となるか**が議論となることが多い。



次のような場合、編集上の修正と認められる。

- 5.1 規定の一部とならない参考情報 [例えば、附属書（参考）、注記] を追加
- 5.2 対応国際規格から、参考を削除
- 5.3 対応国際規格に、内容又は編集上の明らかな不備が認められたときそれを修正

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.1 規定の一部とならない参考情報〔例えば、附属書（参考）、注記〕を追加した例①（手引P28～P29）

例1 引用国際規格に対応する**JIS**がなく国際規格を引用し、規格利用者の理解を助けるため、**参考として附属書（参考）に国際規格の翻訳を記載した例**

例2 **専門用語**について、規格利用者の理解を助けるため、**注記として、定義を補足説明した例**

例3 **不明確な規定内容**について、規格利用者の理解を助けるため、注として**補足説明を記載した例**

例4 **関係者間の取決め**（受渡当事者間協定など）となっている規定内容について、**規格利用者の運用の参考となるよう注記として補足説明**を記載した例

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.1 規定の一部とならない参考情報〔例えば、附属書（参考）、注記〕を追加した例②（手引P30～P31）

例5 文章だけでは、理解が困難な内容について、**図又は表を用いて補足説明**した例

例6 試験方法について、試験精度向上の観点から**附属書（参考）に試験器具などの補足説明**を記載した例

例7 **JIS**では**TS**が引用可能でないため、規格利用者の利便性向上のため、**注記でISO/IEC Guideを基礎としたTSを記載**した例

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.1 規定の一部とならない参考情報〔例えば、附属書（参考）、注記〕を追加した例③（手引P28 例1）

例1 引用国際規格に対応する JIS がなく国際規格を引用し、規格利用者の理解を助けるため、参考として附属書（参考）に国際規格の翻訳を記載した例（出典：JIS B 7075 を一部修正）

（本文の記載抜粋）

a) 測定方法は、ISO 15368 による。

注記 ISO 15368 を翻訳し、参考として附属書 JA に記載する。

（附属書の記載抜粋）

附属書 JA （参考）

光学及び光学計器—平面の反射率及び平行平面要素の透過率の測定

この附属書は、この規格の対応国際規格の中で引用している ISO 15368 をこの JIS でもそのまま引用したため、参考として引用した ISO 15368 を翻訳したもので、箇条番号及び構成要素の名称もそのまま翻訳して作成したものである。

1 適用範囲

この規格は、190 nm～25 000 nm の分光範囲において、分光光度計を用いて行う平面の分光反射率及び平行平板の分光透過率の測定方法について規定する。

光学素子の透過率 τ 及び反射率 ρ は、一般に次のように二つの部分に分けられる。

...

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.1 規定の一部とならない参考情報〔例えば、附属書（参考）、注記〕を追加した例④（手引P29 例2）

例2 専門用語について、規格利用者の理解を助けるため、注記として、定義を補足説明した例（出典：JIS B 7287 を一部変更）

1 適用範囲

この規格は、眼鏡フレーム及びサングラスの識別子を定義付けるルール及び要求事項について規定する。また、これらを識別する場合に使われるデータ情報及びファイル形式についても規定する。

なお、この規格は、サングラスクリップオンの場合にも適用することが可能である。

注記1 サングラスクリップオンとは、眼鏡フロントに挟み込む、又は磁力などによって取り付けるタイプのサングラスをいう。

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.2 対応国際規格から、参考を削除した例(手引P31 例8)

対応国際規格で**参考として記載**されている内容を**JIS**では不要なので**削除**した場合の例（出典：JIS K 6933を一部変更）

注記 3 対応国際規格では、動力学的補正を含む場合の液体の流下時間とその粘度との関係に関する内容が参考として記載されているが、JIS では不要であるため、削除した。

注記 4 対応国際規格では、動力学的ファクターが与えられている場合の粘度比に関する内容が参考として記載されているが、JIS では不要であるため、削除した。

5 国際一致規格（IDT）として作成したJISにおける編集上の修正を加えた事例

5.3 対応国際規格に、内容又は編集上の明らかな不備が認められたとき、それを修正例(手引P32 例8及び例9)

例1 国際規格に誤りがあったので、これを修正し、注記として理由及び変更内容を記載した例

3.1.7 リード線端子の最大許容突出し量

— キャリアテープの下方突出し量 L_1 : $L_1 = 0.5 \text{ mm}$ 以下

注記 市場では、値が小さくなる傾向にある。対応国際規格では、“ $L_1 = 2 \text{ mm}$ 以下”と規定しているが、明らかな間違いであり、附属書 A～附属書 F の表に規定する 0.5 mm 以下を採用した。

例2 国際規格に漏れがあったので、漏れている内容を追記し、注記として理由及び変更内容を記載した例

5.7.2 下位規格に規定する事項

下位規格に規定する事項は、次による。

- a) 基準温度 $20 \text{ }^\circ\text{C}$ 及びその他規定する温度での漏れ電流の規定値
- b) 必要がある場合の補正係数。ただし、試験に用いる標準大気条件の温度範囲内で、 $20 \text{ }^\circ\text{C}$ と異なる温度で測定する場合
- c) 電圧印加時間
- d) $1000 \text{ } \Omega$ の保護抵抗値と異なる場合の抵抗値
- e) 放電時間

注記 対応国際規格の明らかな記載漏れのため追加した。

6 国際規格を基として作成する場合の JIS原案作成に関するFAQ (手引P33 8.9)

質問	回答
国際規格のIntroductionは、JISの序文に記載してもよいか。	Introductionの内容は解説的事項が多いので、JISの序文には記載せず、必要に応じて解説に記載するのがよい。ただし、序文に記載することを禁止しているわけではない。
国際規格を意識することは、IDTとして認められるのか。	IDTとして認められる。日本語として理解しやすい記載とすることは推奨される。また、一つの段落の中に記載している幾つかの情報を、分かりやすく細別として記載してもよい [JIS Z 8301の36.2 k)参照]。
国際規格の注記に要求事項が含まれているため、本文に規定したいがよいか。また、その場合、IDTとなるか。	必ず本文に規定する。また、IDTとして問題ない。注記でそのような対応について触れておくのがよい。
国際規格で追補改正されている内容をJISとして取り込み制定・改正する場合、IDTとなるか。	IDTとして問題ない [JIS Z 8301の36.2 c)参照]。序文及び適用範囲の注記に追補の情報も記載する。
ISO/IECでは、ISO/IECの用語データベースを引用しているが、IDTの場合、必ずJISに記載しなければならないか。また、MODの場合は記載しなくてもよいか。	IDTの場合、必ず記載する。 MODの場合は、記載しても記載しなくてもよい。 データベースを引用して、その定義を適用するということであれば、MODで記載しなかった場合には差異を示す必要がある。

7 JIS Z 8301改正に伴う対応①

資料として、次の事項を手引に追加したのでご参照ください。

- ・ 資料3（手引P69） 製品規格のまとめ方
- ・ 資料7（手引P104） JIS Z 8301:2019の主な改正点
- ・ 資料8（手引P107） JIS Z 8301とISO/IEC専門業務用指針との相違点
- ・ 資料10（手引P116） JIS Z 8301の索引

7 JIS Z 8301改正に伴う対応②

解説の作成について

解説の作成について（手引P40 箇条10）

解説のまとめ方につきまして、JIS Z 8301から削除し、第18版より本手引に集約いたしました。

また、改正の場合の題名の定型文を、次のとおり修正しました。

今後、解説を作成される際は、ご留意ください。

箇条**1**の題名：“**制定時の趣旨及び**今回の改正までの経緯”

（従来：今回の改正までの経緯）

箇条**2**の題名：“今回の改正の趣旨”

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本規格協会
標準化総括・支援ユニット

標準化総括チーム

sd@jsa.or.jp

資料④

JIS原案作成公募制度説明会

「規格開発エキスパート」について



規格開発エキスパートとは

・沿革

2017年5月1日付で「標準化人材登録センター（RCES）」を設立、2017年7月より「規格開発エキスパート」資格登録を開始。2019年4月より、一般財団法人日本要員認証協会 標準化人材登録センター（RCES）にて事業を承継。

・求められる力量

○規格開発エキスパート補（RCES SER01 3.1）

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識を有し、それらに参画するための基礎的な力量を有する者。

○規格開発エキスパート（RCES SER01 3.2）

国際規格、国家規格、団体規格、社内規格等の規格の開発に関する専門的な知識と経験を有し、それらに参画するに十分な力量を有する者。

・資格基準

○RCES SER01 規格開発エキスパートの資格基準及び手続き
標準化人材登録センターのサイトで公開しています。

規格開発エキスパートへの登録要件

・登録要件

○規格開発エキスパート補 (RCES SER01 4.1)

申請日から起算して5年以内に、当センターが承認する規格開発エキスパート専門講座を修了する。

○規格開発エキスパート (RCES SER01 5.1)

規格開発エキスパート補に登録し、以下のいずれかに該当する実績を示し「格上げ」をする。

- a. ISO/IEC規格開発会議エキスパートとして2年以上の活動実績がある
- b. ISO/IEC規格国内委員会委員として2年以上の活動実績がある
- c. JISの原案作成委員会委員として2年以上の活動実績がある
- d. 団体規格開発委員会委員として2年以上の活動実績がある
- e. その他、a から d までの活動と同等と認められる活動実績

・新規登録料

無料

規格開発エキスパート講座について

・分類

○規格開発エキスパート導入講座（RCES SER01 2.3）

規格開発エキスパート専門講座を受講するために必要となる、標準化に関する基礎的な知識を習得する講座

○規格開発エキスパート専門講座（RCES SER01 2.4）

「標準化専門家¹⁾」として必要となる知識を習得する講座。この講座の受講には、規格開発エキスパート導入講座を修了していなければならない。

注¹⁾ 経済産業省が2017年2月に公表した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」で定義されている、標準化を主たる業務とし、経営層が策定したルール形成戦略に位置づけられた標準化を実現する社内外の人材。（RCES SER01 2.2）

規格開発エキスパート講座について

・概要

○規格開発エキスパート導入講座（RCES SER03 5.1、5.2）

時間数：5時間以上

内容：座学での講義

○規格開発エキスパート専門講座（RCES SER03 5.1、5.2）

時間数：20時間以上

内容：座学及び実技。実技の時間は、講座の全ての時間の20%以上又は4時間以上

規格開発エキスパート講座の開催スケジュール

・規格開発エキスパート導入講座（講座名：標準化セミナー 戦略的標準化活用基礎講座）

日程	開催地	開催場所
2020年10月01日(木)	東京	日本規格協会 三田MTビル セミナールーム
2020年10月23日(金)	大阪	日本規格協会 関西支部 研修会場（ORIX高麗橋ビル7階）
2020年10月30日(金)	名古屋	日本規格協会 名古屋支部（RT白川ビル7階）

・規格開発エキスパート専門講座（講座名：標準化セミナー 規格開発エキスパート講座）

日程	開催地	開催場所
2020年11月19日(木)	東京	日本規格協会 三田MTビル セミナールーム (4日間通してのご受講が必要となります)
2020年11月20日(金)		
2020年12月14日(月)		
2021年01月21日(木)		

お申込は「JSA GROUP Webdesk」 (<https://webdesk.jsa.or.jp>) から承っております。（有料のセミナーです）。

「標準化セミナー 戦略的標準化活用基礎講座」については、Zoomを使ったオンラインセミナーとしての開催も計画しています。詳細は、JSA GROUP Webdeskでご確認下さい。

資格の更新について

・登録期間

2年間（RCES SER01 6項）

・更新登録料

¥3,300（税込）/2年間（RCES SER01 附属書2）

・資格更新時に必要となる提出物

- ・申請書
- ・継続的専門能力開発（CPD）実績記録
- ・振込連絡票（払い込み記録）
- ・顔写真
- ・苦情等の記録

（RCES SER01 10項）

継続的専門能力開発（CPD）実績記録について

- ・ **規格の開発・作成に関する 1 年以上（事務局としての活動の場合は1.5年以上）の活動実績**

活動内容を所定の様式に記入し、活動主体責任者からの証明（署名、捺印）を受けるか、活動主体からの委嘱状（又は、それに類する書類で活動期間を示すもの）のコピーを添付して提出（RCES SER01 10項⑤）。

- ・ **規格・標準化に関する研修会等への参加を通じて習得した内容のレポート、又は規格・標準化に関する書籍等での自己学習を通じて習得した内容のレポート**

セミナー、講演会への参加又は書籍等での自己学習の場合は、所定の様式に目的、能力開発の活動及び習得内容を800字程度で記述し提出すること（RCES SER01 10項⑤）。

注意：自己学習レポートは、以下の要件を満たす必要があります。

- －自らの力量を維持・向上するために実施した能力開発活動の結果として、
- －力量の維持・向上が得られたことを第三者に実証するため、
- －学習の“目的”と“習得内容”の記述が必要となる。

* 目的：どのような目的で能力開発に取り組んだかを簡潔に記述すること

* 習得内容：力量の維持・向上が得られたことを実証するために、学んだ知識、技術、知見等の内容を具体的に記述すること。学んだことをすべて網羅して記述する必要はなく、目的に照らして特に有効であった点に絞って記述すること。

規格開発エキスパートの案内ページ

日本規格協会グループHPのトップ→日本要員認証協会のバナー→標準化人材登録センター（RCES）
 こちらのページで資格基準文書、申請書様式などをダウンロードできます。

(<https://www.jrca-jsa.or.jp/rces>)

詳細は「規格開発エキスパートの資格基準及び手続き（RCES-SER01 改定1版）」をご覧ください。

ご清聴ありがとうございました

お問い合わせ

一般財団法人日本要員認証協会
標準化人材登録センター

rces@jrca-jsa.or.jp